

放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会(第2回)
議事要旨

1 日時

令和3年5月17日(月) 13:00~15:10

2 場所

ウェブ会議

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、石井座長代理、内山構成員、大谷構成員、佐藤構成員、高橋構成員、手塚構成員、長田構成員、牧田構成員、森構成員、山本構成員

(2) オブザーバ

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報経済課、経済産業省商務情報政策局情報産業課

(3) 総務省

吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官(情報流通行政局担当)、犬童総務課長、三島情報通信作品振興課長、豊重情報通信作品振興課課長補佐

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

① オブザーバ等からの発表

資料2-1に基づき、TVer より説明。

佐藤構成員： 視聴履歴の利活用において、テレビの受信機だけではなく、スマートフォン等の他端末と連動して活用すると理解しているが、IP アドレスを活用すれば、家庭のルーター等を介して、テレビ受信機とスマートフォン等の他端末の紐

付けがでてしまう。資料2-1の15ページには、テレビ受信機とTVerのYourTV IDシステムとの関係性、16ページにはQRコード等の記載があり、スマートなどの端末が想定されるが、テレビ受信機以外のログイン時に使われる端末も含めたシステム構成図に関する御説明がなかったので、端末間で具体的にどのような情報が共有され得るか教えていただきたい。

TVer: ユーザは、テレビ受信機とスマートフォン等の端末の両方でログインしている状態であり、テレビ受信機とスマートフォンの両方に特定するためのキーを付与しているため、そのキーに基づいて両端末のデータを紐付けることができる。そのため、TVerのYourTV IDシステムのサーバ上でテレビのキーとスマートフォン等のキーが結び付くことはある。IPアドレスは、テレビの視聴履歴にも含まれるし、スマートフォン等で閲覧されたウェブのアクセスログ内にも含まれる。

佐藤構成員: 紐付けができると個人が特定できてしまう可能性があり、非特定視聴履歴と言い切れない場合がある。テレビ受信機とスマートフォン等の端末間で、実運用上どのような情報が連携されるかを確認しなければ、非特定と言いつることは難しい。この点を補足していただきたい。

TVer: 必要であれば、準備させていただく。

石井座長代理: 一点目に、資料2-1の15ページで、特定キーに紐付く形で会員データベースが管理されている。これは、放送局から非特定視聴履歴が提供されることで、YourTV IDシステムの中で自動的に個人を識別できるレベルで視聴履歴が蓄積されるという理解で良いか。

二点目に、YourTV IDにおけるインターフェースや個人のコントローラビリティについて、資料2-1の16ページに記載されている利用規約をスクロールして読まないと、特定化されるかどうか、どのような用途で用いられるかを確認できないのか。三点目に、サードパーティデータを利用していないと記載があったところ、今後はサードパーティデータを活用していきたいと考えているか。その場合、ダッシュボードでどこまで紐付けられた情報が管理されているか、ユーザにわかりやすく示されなければ、オプトアウトも難しいと考えられる。今後の考えをお聞きしたい。

四点目に、資料2-1の17ページのオプトアウト手段の提供において、インターフェース上どのような工夫を実施しているか。

TVer: 一点目の御質問について、放送局から受け取る非特定視聴履歴は、特定キーが含まれるもののみとすることを想定している。現時点では、対応できていな

い放送局もあるが、そのようにする想定である。そのデータについても、既に特定キーが含まれており、非特定視聴履歴が TVer の YourTV ID システムに入ってきたタイミングで、特定キーにより会員データベースと自動的に突合される。

二点目については、御指摘のとおりである。現状は、利用規約をスクロールし、中間あたりまで見ていかないと、テレビから視聴履歴が収集されることについて記載されていない。ユーザに対する説明が十分でないことは課題として認識しており、要改善事項と捉えている。

三点目の御質問について、現在は「何時何分～何時何分まではどの番組である」といった番組メタデータは外部から購入している。ただし、サードパーティックキー、広告 ID や IP アドレス等のプロファイルを持つ外部データは利用していない。今後についても、サードパーティデータの取扱いが厳しくなっていくと理解しているため、現段階ではサードパーティデータを活用しない方向で検討している。

四点目のオプトアウト画面の UI の工夫について、テレビのデータ放送上のみでオプトアウト機能を提供するのではなく、ログインしたウェブサイト上で自分の設定状態を確認しながらオプトアウトできる機能を提供しており、UX の観点で良いことと考えている。

石井座長代理: YourTV ID システム上で、サードパーティデータは紐付けてもないという理解で良いか。

TVer: YourTV ID システム上で、サードパーティデータを持っていないため、紐付けようもない。

資料2-2に基づき、日本放送協会より説明。

佐藤構成員: 一点目に、資料2-2の7ページで、受信契約された方を対象にしたネット配信において、契約有無の照合を実施するとあるが、いただいた説明のうち、3ページでは、個人情報保護法のガイドラインで示された容易照合性を避けるために、部署が2つに分かれている、それが違う部署であるため、非特定視聴履歴となるという説明があった。しかし、視聴者が受信契約者か確認するためには、受信契約を担当している部署とネット配信の視聴履歴などを取り扱っている部署との間でデータを連携させる作業が生じるはずである。個人情報保護法のガイドラインにおける議論の上では、部署を分けていたとしても、通常の業務においてデータの連携ができる場合は、容易照合性があると整理されるはずである。そのため、部署を分けていることをもって、視聴履歴が非特定視聴履歴になり、個人情報に当たらないという整理は理解できない。つまり、受信契約された方

を対象にしたネット配信サービスでは、個人情報である視聴履歴を取り扱っているのではないか。

二点目に、資料2-2の13ページで、放送分野ガイドラインへの御要望を記載いただいている点について。放送分野ガイドライン第35条第1項に追加することを御提案されている中で、苦情対応については、通常業務からクレーマー対応のブラックリストのようなものまで、業務の幅が広く、苦情対応という名目だけで簡単に追加することはできないと考える。また、不正利用の防止を目的として集めた情報の扱いについても、NHK内で閉じるか、捜査当局に提供するか等、詳細を詰めなければ、簡単に追加するかどうかの検討はできないと考える。

日本放送協会：NHKプラスに関する御指摘については、総務省のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインを踏まえ、どうしても受信契約者情報との照合が必要であり、外形的には通信履歴と解され得るが、認証に必要なデータとして取得している。これは、電気通信分野ガイドラインの第32条における正当業務行為の範囲と理解している。

佐藤構成員：契約者情報が必要であることに異論はない。契約者情報と照合するプロセスを踏むにもかかわらず、「非特定視聴履歴」として整理してよいかを伺っている。

日本放送協会：部局と権限を分けて、受信契約者情報を取り扱う者が視聴データを確認できないようにし、視聴データを取り扱う者が受信契約者情報を確認できないようにしている。

佐藤構成員：契約の有無の確認は通常業務だと思われるため、個人情報保護委員会のガイドラインに関するQ&Aでは、「双方の取扱部門の間で、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができる状態である場合は、「容易に照合することができ」る状態であると考えられます」と記載されていることを踏まえると、非特定視聴履歴であると主張することは難しいのではないか。

日本放送協会：NHKプラスを開始する以前から、専門家の方々の御意見も伺ってきた。個人情報保護委員会のガイドラインに関するQ&Aに記載されている、容易照合性の解説に従って、部局を明確に分け、受信契約者情報と非特定視聴履歴を照合することは行っていない。NHKプラスの利用申請をしていただいた方については、受信契約者情報を取り扱う部局が受信契約を結んでいるか確認を行つ

ている。

佐藤構成員：その Q&A によるとその業務が通常業務だとすると、容易に照合できる状態であることになる。

宍戸座長：佐藤構成員の御指摘について日本放送協会側で整理し、それぞれの部局間でデータが紐付かないように、どのような安全管理措置を講じているかといった点の考え方を文書で御回答いただきたい。

日本放送協会：承知した。

高橋構成員：資料2-2の 10 ページで、民放と相互にメリットのある活用の検討というリクエストをいただいた。視聴者にとって、NHK と民放がどちらも元気であることは好ましいことと考える。その上で、相互にメリットのある活用について、具体例があれば教えていただきたい。

日本放送協会：例えば、TVer には日本放送協会も参加している。利用規約に明確に記載しているとおり、日本放送協会の番組の非特定視聴履歴が、民放や TVer に提供されることはないが、統計化した上で TVer 全体のサービスの向上に役立つ形で活用されている。日本放送協会は受信契約者情報を有しており、また、他人の営業に関する広告が禁止されている中で、民放と相互メリットがあるような活用を実施していきたいと検討している。

長田構成員：一点目に、資料2-2の5、6ページに記載されている静岡県で行われた実証実験において、オプトアウトの数が 0.05%と少なかったという説明があった。静岡県の150 万世帯に対して、8月 17 日から9月5日まで毎日1回放送し、その程度の数値であったということをどのように評価しているか。150 万世帯に十分に伝わったと考えた上で、オプトアウトした人数が少なかったと判断しているか。視聴者に対して十分伝わっていなかつたのではないかと考えるが、いかがか。二点目に、番組の改善等への活用を目的とするのであれば、視聴率の評価は少ない数のユーザデータで実施できている現状に鑑みると、オプトインにより許諾を得た視聴者の視聴履歴で十分ではないか。

日本放送協会：一点目の御指摘について、実証実験の告知開始から二週間後に行った調査では、実際に実証実験を知っていると明確に回答したのは、約 13% であった。その点では、効果的な告知の在り方については、引き続き検討の余地

があると考えている。

二点目のオプトインに関して、関係するガイドライン、指針、プラクティス等を踏まえて、今後の在り方を検討したい。

森構成員: 仮名加工情報の話があつた際、すぐ利用するわけではないという留保の発言があり、良い御見識である。

視聴履歴を通じて視聴者ことを知ることが、どのような意義を持つかという観点で、民放はビジネスでされていることであるため、番組の視聴率を上げ、広告効果を上げることが目的となる。そのために、視聴者について把握し、その中でプライバシーをどのように保護していくか課題がある。一方、NHK は、必ずしもそうではないのではないか。今の視聴者が求めていないことであっても、将来役に立つ情報又は視聴者が知るべき情報であれば、NHK として提供すべき情報だろう。現時点での視聴者が何を求めているか、何を好んでいるかということを知ることが果たして必要なことか、お考えいただきたい。NHK に対する国民の期待は、民放に対する国民の期待とは異なるのではないか。

日本放送協会: 公共放送として、国内外の様々な課題を取り上げ、社会全体の興味関心に応えていくことが非常に大切な使命と認識している。日本放送協会の認識がずれていなか常に確認する必要があると考えており、また、そういう分析を行うことで、災害時の情報や日々の生活やライフステージの中でのお困りごと、悩みごとなど、知りたいという方に信頼できる確かな情報が辿り着いているかを確認することが大切である。

資料2-3に基づき、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟より説明。

資料2-4に基づき、一般社団法人衛星放送協会より説明。

資料2-5に基づき、一般財団法人放送セキュリティセンターより説明。

手塚構成員: 一点目に、資料2-3の13ページでセットトップボックス画面上に本人同意画面を表示し、同意・非同意の切替を行う機能を具備するとあるが、ここでいう「本人」とは誰を指すか。契約者同意か、世帯同意か、どの個人と紐付くものを含めて、定義を考えていく必要がある。

二点目に、資料2-4の4ページで、スカパーJSAT の例のように、他事業者が業務委託をして視聴者と契約するパターンは、サービス主体は業務委託元となり、個人情報保護法上も業務委託元が責任を持つという考え方であるが、現状どのように整理されているか。吸い上げた情報はどちらの責任か、御質問させていただきたい。

山本構成員: 一点目に、資料2-3の7ページに AI 等を活用して視聴者の趣味嗜好を分析すると記載されているが、どの程度まで細かくセグメントを切るか。また、「解約の抑止」とは具体的に何を意味するか、御説明いただきたい。米国ではケーブルテレビ事業者の CNN と FOX で視聴者層が異なるといった、ある種の分断が起きている。セグメントの詳細化及びリコメンドをしていくというようなことが、分断というものに対してどのような影響を与えていたり、リスク査定やリスク評価を実施しているかお伺いしたい。

二点目に、一般財団法人放送セキュリティセンターの「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」の対象として、放送事業者が含まれることは当然であるが、セットトップボックスのログ機能を用いて視聴データを取得しているテレビメーカーなども対象にしているか。対象としていないのであれば、その理由をお伺いしたい。

三点目は、放送分野のデータの利活用又は保護を考える際には、個人情報保護やプライバシーの観点だけではなく、「放送とは何か」というアイデンティティを踏まえて利活用の範囲を考えるべき。プライバシーについて慎重に検討いただいている印象を受けたが、放送のアイデンティティを踏まえた御検討が十分ではないのではないか。今後は、例えば民主主義に対するリスク評価等も含めて、そのような観点からも検討すべきである。

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟: セットトップボックス画面での本人同意における「本人」について、有線放送あるいは有線ブロードバンドでは世帯契約が基本であるため、世帯主に同意をいただくことを想定している。一方で、MVNO 等では個人ベースのサービスも提供しており、個人の ID と世帯との紐付けに関しては、今後の課題と認識しており、慎重に検討していきたい。

ビッグデータの解析や AI について、趣味嗜好のセグメント化については、現在構想段階であり、システム化に至っていない。解約抑止については、例えば多チャンネルサービスで低視聴率の方若しくはまったく視聴していない方は、解約の可能性があるため、視聴者宅への訪問を通じて、邪魔にならない範囲でサービスのメリットの訴求、多チャンネルのトップ 10 にランクインしている番組の紹介、リモコンの使い方をお伝えする等、解約予備軍の洗い出しと対策を実施している。

世間の分断に対するリスク評価については、土管化を避ける一環として、OTT 事業者と連携した米国のコムキャストなどと同様な対策の実施を考えている。

一般社団法人衛星放送協会: 業務委託をとおして視聴者と契約するパターンについて、大半の放送事業者では視聴者の個人情報を受け取っていないが、取得し

たいという希望も出ているようである。契約内容も含めて今後検討したい。

宍戸座長：追加の御質問、御意見等がある場合には、5月 19 日の水曜日までに事務局にお寄せいただきたい。また、放送分野ガイドライン等への詳細な要望について、オブザーバ参加されている方を含め、御意見がある場合には、5月 31 日の月曜日までに事務局に意見書をお送りいただきたい。本日いただいた質問で回答しきれなかった論点については、書面等で御回答を御用意いただく等の対応をお願いしたい。

② 今後の進め方

資料2-6に基づき、事務局より説明。

③ その他

事務局より次回開催日時等、伝達事項の連絡。

(3)閉会

以上